

書評

矢嶋道文編著

『有徳論の国際比較—日本とイギリス—』

西岡幹雄

本書は、クロスカルチュラル・スタディーズ・シリーズの続巻として、「有徳とは何か」を主題にして、日本と英国を中心に国際比較をおこなうという示唆に富んだ研究である。それは、第I編「江戸期における『有徳』論」（矢嶋道文）、第II編「イギリスにおける『有徳』の歴史」（伊藤哲）、そして第III編「イギリス現代社会の『有徳』性」（高橋一得）をめぐる三編を核に、これらを取り巻く十四本に及ぶ補論やコラムそして寄稿論文からなる壮大な視野を有している。そこで、本書の中核をなす三編を中心に取り上げ、これらに関連する寄稿や補論等についても、適宜、扱っていききたい。

まず本書の「はじめに—日本とイギリス」は、十七・十八世紀から現代に至るまでの日英における内外政策と地政・環境の相違にもかかわらず、「有徳論とその実践」に関して、人間の普遍性にもと

づく比較分析の有効性を明言している。

第I部では、江戸中期、仙台を代表する芦東山の有徳論を主軸に、川路聖謨、二宮尊徳、佐藤信淵、石田梅岩そして本多利明などとの比較分析が行われている。そこで主軸となる芦東山「二十二箇条の上言」の場合、おそらく「以德以政」が徳川期に共通した横軸として指定されようが、その反応軸である成果は時代や環境に応じて弾力度と幅とを考慮せざるを得ないところに、多様性の魅力と比較分析の難しさとが生じるであろう。

その意味で、芦東山に始まり、石田梅岩、二宮尊徳、佐藤信淵から、本多利明論（宮田純）、彰義隊論（伊藤綾）、北山寿安論（洪濤）、勘合貿易論（暴凶巫）、雨森芳洲論（小田弘史）や福田敬子論（石川和枝）に至るまで、「義」と「利」との間での偏差を抱え込まざるを得ないことになる。ただし、これは徳川期に限るものではなく、経験哲学上に構築されたMoral Economyもまた、「徳と便宜」をめぐって同様な課題は生じるであろう。

しかし問題は、第I部の最後を締めくくる川路聖謨のような立場に直面した場合、内外政策と環境の差異に応じて、有徳のあり方が調整できないから、その場合、川路聖謨の有徳の姿勢そのものが、例えば、川路の友人である横井小楠のような「応接の条理」（『夷虜応接大意』）に従って、政治経済システム幅を特定化し得るゲーム的な制度構造的な指標が無ければ、川路のせっかくの「鍛錬」や「思いやり」の徳が発揮できない可能性がある。諸徳性の真の評価基準と複雑性とを同時に照らし出すだけでなく、「自己規制」の存在と社会の諸徳性にもとづく社会の進展とを強調するパラレルな

方向性は、精度をさらに高めるものと言うことができよう。

そこで、第Ⅱ編「イギリスにおける『有徳』の歴史」では、古代ギリシア以来の伝統的な「市民的徳性」と国家を護るための「政治への参加」+「共同防衛の義務」の具体的な結合とが不可欠で、これが果たされるためには、「市民的徳性」を保つためのプライドを捉えることで、徳性の内実を映し出すことが扱われている。

その意味で、徳性の内実から「近代的個人」を発見しながら、これを生産力の拡大した商業社会につなげることができなかったホッブズから、豊かな資本主義社会を形成できるエトスである「勤勉さ」「慎慮」の基底にある私的所有権論の徳性に導いたロックに至るまでの市場社会への展望は、ミクロ的集計の結果マクロ的成長を醸し出すと同時に、ミクロとマクロの峻別というマンデヴィルの課題をも提示することになる。つまり比較思想的にいえば、仁と義の間でどのように共感的な利の論理を組み込むかという上方タイプの難問から、スミスの国富成長へ結びつけるテーマが英国有徳論そのものであり、それが、懷徳堂が強調した「中庸」の本義に繋がり、スミスのいう「適宜点」と関連することになる。

〈スミス「見えざる手」と「有徳」性〉(永井四郎)の、「自然の英知」
 Ⅱ「神の摂理」による聖書信仰の強調も、〈古代キリスト教会の「有徳」性〉(安井聖)の主張も、「市民的徳性」と国家を護る結合の彼岸に、「徳と便宜」による社会比較があると見なすべきであろう。

したがって、Ⅲ〈イギリス現代社会の「有徳」性とギデンズの所論〉では、スミスが展望した社会の中で人々がいかに適切に生きていくことを可能ならしめる分業論から、ギデンズによる社会刷新の論を置いて生活基準や倫理的自由主義が強調され始めるのである。このことは、近代日本においても、倫理的自由主義の視点から、住宅問題やスラム改善等による都市社会政策と軌を一にするものであった。そしてこれは二十一世紀も例外ではない。

最後に、以上の三編の日英の比較文化思想的アプローチを核にした全体の枠組みに対して寄稿されている、(一)「賀川豊彦における『有徳』について—互助友愛の教育と実業」(松野尾裕)、(二)「広瀬淡窓著『儒林評』の江戸儒学三変論—朱子学に見える『有徳』性を考える」(三澤勝巳)、そして(三)「福沢諭吉の道德教育反対論—明治十六年『儒教主義』『徳教之説』をめぐって」(小室正紀)に関して。

まず(一)では農村救済の根本精神—土への愛、隣人への愛、神への愛が互助友愛の実践に活かされ、それが「立体農業」論と「協同組合の構築」を通じて、賀川の有徳論への進化となって描かれている。(二)「有徳」性と江戸時代においては、人々の道德規範を形成した朱子学の関連性を無視することはできず、「当時の人々のいわば基礎教養」とは朱子学による有徳論の上に構築された「朱子学と徂徠学双方への知識」蓄積に他ならないと、広瀬淡窓を通じて言及されている。(三)では、維新以来の「洋学」と「儒教に基づく道德教育」との教育政策の対立もまた、「治国平天下」を広義に考えれば、福沢によれば、「現状で少しも問題ない」という論点がり立つ一方、しかし政治経済を「実学」として「数理」(科学・理論)的に捉えれば、「政論と徳論を混同するが故」に、「数理」にもとづく「政治の主義」の混同から、「有徳」性による比較分析の限界性がどのようなものかが焦点となってくる。

模索がいかに「善い社会」の形成に至るのかという課題も、無理なく展開されていく。またギデンズ社会理論が射程とした、個人の日常の実践に重要性を見だし、諸個人の主体的な行為が社会を形成していく「主体の回復」による構造化理論も、そうした自律性を損なわないようなセーフティネットとしての機能を社会に付与させる「第三の道」も、英国の伝統的な実践的な政治哲学なのである。

経済思想的にいえば、これは、諸個人の主体的意識を再帰的に意識形成させた古典派からケンブリッジ学派までの姿勢であり、伝統的英国経済学の系譜とも合致する証左といえる。そして、人倫日用の基点から、行為主体者自身の意志において人間行為を創出する主体化プロセスを、実践応用道徳的に再編成して、そのような人間の普遍性と連帯性(「仁義」)から「天下泰平の論理」を導き出そうとした「京」の思想もまた、比較分析として有効性を持ちうる。ことが明らかにされていくであろう。

英国現代社会とグローバルゼーションとの狭間を象徴するブレゲジットによって、損なわれた連帯性の修復と能動的信頼に内在する有機的連関性も考慮するならば、スミスとギデンズとの間に介在する〈開かれた分業社会と道徳的連帯の可能性〉(大澤善信)や、思想的な視点からの〈ベルギー・ドイツにみる救済と「有徳」性〉(橋本和孝)も、こうした現代的なあり方に対して大きな意味をもつはずである。

社会の進展とともに社会分化が進み、社会的な分業が成立したとしても、個人を社会と乖離した状態にするのではなく、むしろ分化と総合の視点から、有機的生産性と国民厚生の上とに理念の重きを置いた生活基準や倫理的自由主義が強調され始めるのである。このことは、近代日本においても、倫理的自由主義の視点から、住宅問題やスラム改善等による都市社会政策と軌を一にするものであった。そしてこれは二十一世紀も例外ではない。

本評は、以上のような魅力ある本書について、論点整理とその分析的意義からアプローチしてきた。論評者はその責務として、日英間の時間的・国際的な比較思想にもとづく「有徳」の共通的理解がどこまで公約的に抽出することが有効なのであるかという点については、若干、こだわりたい。たしかに、教育、俟約、鍛錬と思慮、勤労、あるいは誠実さと経営精神などを通じて、近世日本は「徳と便宜」からの接近から、英国の Moral Economy に潜む、経験哲学上に構築された「同感の原理」から「適宜」性を経て、「自己規制」にもとづく近代市民社会の徳性と適切な社会の進展への連動はでき得るであろう。そしてそのような近現代英国に貫流する方向は、日本に翻ってみて、人倫日用から発して仁義利の連関性とそれを有機的に結合させる〈self-learning〉(「修己」)に重きを置けば、本書の指摘する「学問と徳行との並進」をもってこれら有徳性を抽出することは、大いに首肯できよう。

しかしながら、経済社会の横断的反応軸が、時代や環境に応じて弾力度と視野の時間的余裕を幅が考慮せざるを得ないところで、「仁義」と「利」との関係の再検討を設定しなければならぬならば、すなわちこれらを支えていた道徳的・協力的コミュニティが維持できないほどの緊要性が迫り、しかも長期期待の下での社会意識がきわめて狭小な合理性の中で、「制度」と「厚生」を択一的に信じなければならぬ場合、「同感の原理」から「適宜」性を経て、「自己規制」にもとづく社会のあり方はどこまで有効性を保てるのであるか。少なくとも有道・無道を前提に措定しておいて、「国是の大道」・「世界の大道」に基礎づけられたゲーム的な制度戦略アプローチ

チは、もう一つの比較軸として検討できないであろうか。いずれにしろ、人間として本質的な性向としての「有徳」を比較考察することとは、多様性の魅力とともに比較分析の価値をたかめるものであり、新たな文化社会経済思想史的なチャレンジとして、本書の公刊を共に悦びたい。

矢嶋道文編著『クロス文化学叢書3 有徳論の国際比較—日本とイギリス—』(クロスカルチャー出版 二〇一九年三月、三四二頁、三七〇〇円+税)

(にしおかみきお・同志社大学経済学部教授)

小嶋翔著

『近代日本における私生活と政治 与謝野晶子と平塚らいてう—自己探 求の思想—』

松野尾 裕

一 はじめに—私生活の思想の探究—

著者は本書の課題を次の通り述べている。「本書では、近代日本

二 本書の内容—私生活に新たな公的秩序形成の可能性を見出す—

1 序論 「本書における「私生活」とは、国家、社会、政治といった公的な事柄に直ちに関連を持たない—少なくとも、たいていの当事者にとっては関連があるとは感じられない—、そうした日々の営みのことを指している」(四頁)。与謝野と平塚に共通するのは、それぞれの思想の根底に、自己を「私生活」を生きる個人として捉える自覚があったことである。そうした思想の「私」性に着目するという著者の問題意識を醸成した先行研究として最も重視されているのが鹿野政直氏による研究である。著者は、「鹿野氏は「生活」の思想を論じるうえで……「内」に自律した倫理を持ちながら、「内」に閉じこもるのではなく積極的に「外」にはたらしかけをなし得る、オルタナティブな秩序の実現可能性を持つ個人のありようを問題にしたのである」(一六頁)と評価する。近年の多様化する思想史研究をも整理した上で著者はこう述べる。「思想史叙述における「生活」概念とは、自明のものとされた思考様式や従来の社会秩序を乗り越え、より高次の可能性を開いていこうとするもの」(二五頁)であり、「本書が与謝野と平塚の比較を通して考えるのは、近代日本において「私」的だと周囲から目され、また「私」的だと自己評価すらされていた思想……が、それ自体において新たな公的秩序を見出していく、その過程と結果の多様性である」(二七頁)。

以上が著者の問題関心である。

2 前篇 与謝野(旧姓鳳)晶子は、大阪堺に商家の三女とし

において「私」的だとみなされた「生活」と、これに依拠した個人の思想が、それ自体においていかなる政治的・社会的意義を持ち、その可能性を展開させていったのかを考察した」(二三頁)。

与謝野晶子(一八七八—一九四二)と平塚らいてう(一八八六—一九七二)を対象にして、二人の「私生活」へのこだわりを追究することにより、著者は右の課題を達成している。著者の与謝野や平塚の取りあげ方が従前の通説から外れているわけではない。著者はそれらを踏まえた上で、与謝野あるいは平塚がこだわった「私」や「私たち」が意味するところに徹底して注目しているのである。

本書の構成は次の通りである。

序論

前篇 与謝野晶子篇

第一章 自己の選択

第二章 いかにも「私」的な個人と国家

第三章 個人の倫理的独立—母性保護論争再考—

後篇 平塚らいてう篇

第四章 何者でもない者、何者かでありたい者

第五章 連帯の思想—青鞜社から新婦人協会へ—

第六章 「消費組合我等の家」考

結論

て生まれ、文学好きの少女期を過ごした。一九〇一年に生家を出て東京にいた与謝野寛のもとへ行き、第一歌集『みだれ髪』をヒットさせ、雑誌『明星』における不動の地位を築いた。このことに関して著者が強調するのは、「つよきみころ」を持つ者として読者から期待された与謝野の「上京という人生選択は、『明星』という仮想コミュニティにおいて周囲から期待され慕われていた虚妄の自己に実体を与え、現実の自己としてしまおうという大いなる決断だった」(四九頁)ということである。与謝野は、一九〇四年に出征する弟へ宛てて「君死にたまふことなかれ」と詩を詠み、一九〇八年に『明星』が廃刊となった後、一九一〇年の大逆事件で『明星』同人であった大石誠之助が処刑された時、出産のために入院の準備をしていた与謝野は、「生きて復かへらじと乗るわが車、刑場に似る病院の門」と詠んだ。出産にはそれだけの覚悟が必要なのである。命を賭ける覚悟もないままにする「天下国家の為」の議論に与謝野は取り合わなかった。

一九一二年の洋行体験は与謝野に自己を「いかにも「私」的な個人」とすることを決断させた。しかも「私の生と云ふものは、最早私一個の現実でなくて、私の家族までも包容して居る現実」である。著者は言う。与謝野の「私」的領域に生きる個人としての自己の発見は、結果として、唯一絶対の「公」を騙る大日本帝国に対する冷笑的な態度を後退させ、むしろ「私」的個人としてのあり方を全うするべく、「日本」と有意な関係性を築ければそれでよいという大らかな態度を生んだ」(九二頁)。そこから与謝野は、「私」的個人として確立した自己のあり方と矛盾の生じない新たな公的秩序を